

**令和3年度**

# **入園のしおり**

**保育園・認定こども園の  
利用について**

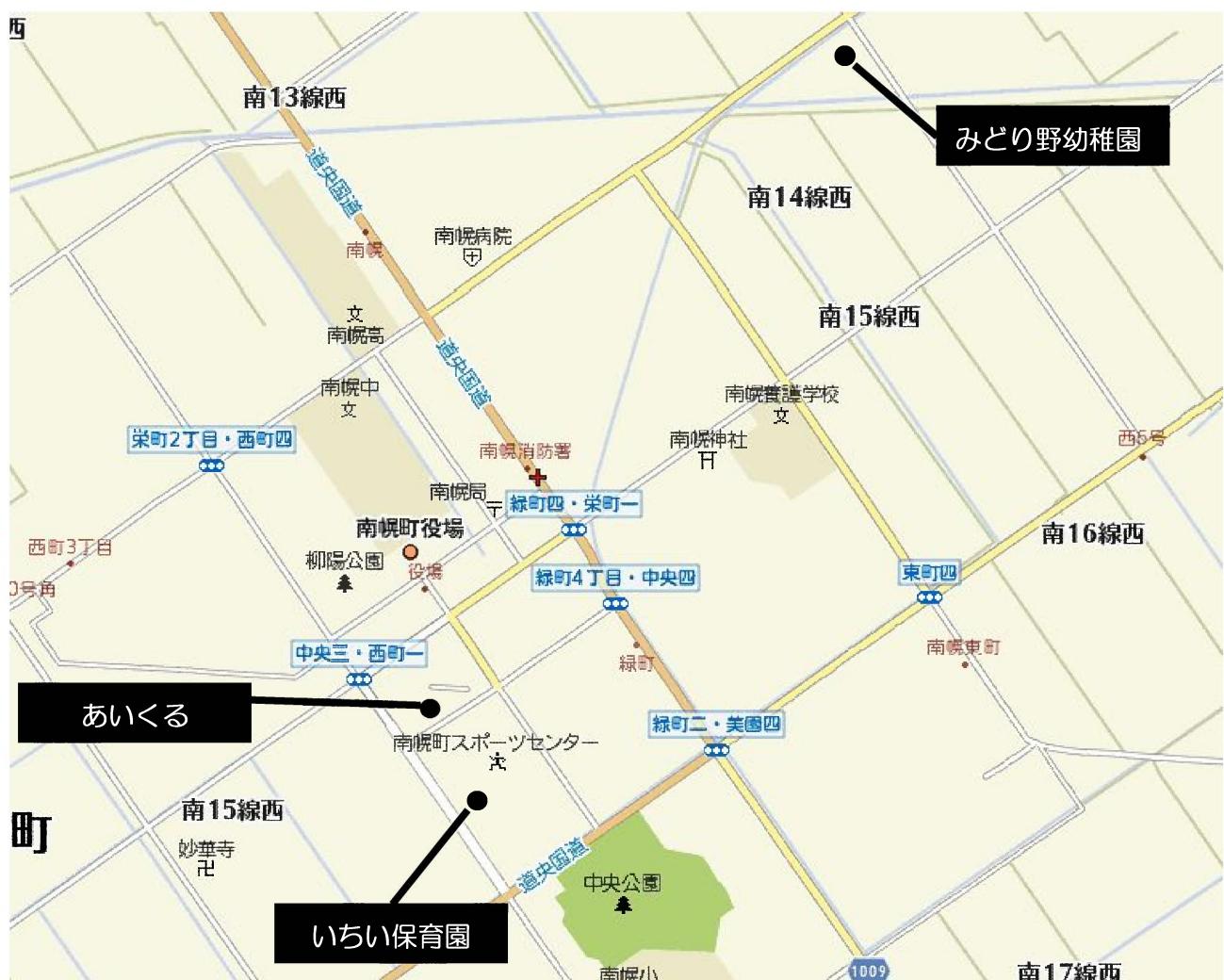
**南幌町**

## 目 次

1. 南幌町の保育所・認定こども園所在地略図……………1ページ
2. 利用案内……………2～5ページ
3. 入園手続き……………6～9ページ
4. 保育料金額表……………10～11ページ

## 《南幌町の保育所・認定こども園所在地略図》

| 認可       | 名 称                 | 定員                      | 入 所 年 齢     | 所 在 地     | 電話番号     | 紹介ページ |
|----------|---------------------|-------------------------|-------------|-----------|----------|-------|
| 私立<br>認可 | 南幌いちい保育園            | 2号・3号<br>70名            | 0歳(生後43日目)～ | 中央2丁目2番2号 | 378-2734 |       |
| 私立<br>認可 | 認定こども園<br>南幌みどり野幼稚園 | 1号 180名<br>2号・3号<br>42名 | 1歳児～        | 南14線西7番地  | 378-0070 |       |



# 《利用案内》

## 1. 子どものための教育・保育給付

### (1) 教育・保育給付認定について

「子ども・子育て支援法」の規定により、教育・保育施設を利用（入園）する場合は、事前に1号～3号の給付認定を受けることが必要であり、給付認定を受けるために、保護者がお子さんごとに給付認定申請と保育所等の利用申込みを併せて行っていただきます。認定結果については、概ね30日以内に「教育・保育給付認定決定通知書」を交付します。

なお、令和3年4月入所希望の方については、審査等の事務処理に時間を要するため、令和3年1月末頃に交付予定です。

| 年齢    | 保育の必要性 | 認定区分 | 教育・保育時間 |        |       | 利用できる施設 |     | 申請先            |
|-------|--------|------|---------|--------|-------|---------|-----|----------------|
|       |        |      | 教育時間    | 保育標準時間 | 保育短時間 | 認定こども園  | 保育所 |                |
| 満3歳以上 | なし     | 1号認定 | ○       |        |       | ○       |     | 各園             |
| 3歳以上  | あり     | 2号認定 |         | ○      | ○     | ○       | ○   | 南幌町役場<br>保健福祉課 |
| 3歳未満  | あり     | 3号認定 |         | ○      | ○     | ○       | ○   |                |

※認定こども園南幌みどり野幼稚園は4月1日現在1歳児

### (2) 利用できる施設について

教育・保育施設利用の対象年齢、特徴及び利用できる給付に認定区分は次のとおりです。

| 区分      | 対象施設<br>(対象年齢)    | 施設等の特徴  | 認定区分   |
|---------|-------------------|---|--------|
| 教育・保育施設 | 認定こども園<br>(1～5歳児) | 就学前の教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。 | 1、2、3号 |
|         | 保育所<br>(0～5歳児)    | 就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって、必要な保育を行う施設です。            | 2、3号   |

## 2. 子育てのための施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育所等以外の幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等の利用者についても新たに給付制度が始まりました。給付にあたっては、施設等利用給付認定を受けることが必要です。

施設等利用給付認定の申請が必要な方については、各施設から又は個別に案内いたします。利用施設・事業に応じて保育の必要性（教育・保育の給付認定と同様）の確認が必要です。

| 年齢    | 保育の必要性 | 認定区分      | 利用できる施設                                       |
|-------|--------|-----------|---|
| 満3歳以上 | なし     | 新1号認定     | 幼稚園（私学助成）                                     |
| 3歳以上  | あり     | 新2号認定     | 幼稚園・認定こども園の預かり保育<br>認可外保育施設等<br>※2 企業主導型保育は除く |
| 3歳未満  | あり     | 新3号認定（※1） | 認可外保育施設等<br>※2 企業主導型保育は除く                     |

※1 新3号認定は非課税世帯のみ

※2 企業主導型保育は無償化対象施設ですが、自治体による施設等利用給付認定の対象外です。

令和3年度の各クラス年齢に該当する生年月日は以下のとおりです。

この区分は、年度途中入所の場合も同様です。

<令和3年度クラス年齢表>

| クラス年齢  | 生年月日                |
|--------|---------------------|
| 0歳児クラス | 令和2年4月2日以降          |
| 1歳児クラス | 平成31年4月2日～令和2年4月1日  |
| 2歳児クラス | 平成30年4月2日～平成31年4月1日 |
| 3歳児クラス | 平成29年4月2日～平成30年4月1日 |
| 4歳児クラス | 平成28年4月2日～平成29年4月1日 |
| 5歳児クラス | 平成27年4月2日～平成28年4月1日 |

### 3. 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から、認可保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までのお子さん、0歳児から2歳児までのお子さん（住民税非課税世帯のみ）の利用料が無償化となっています。

なお、無償化の対象となる利用料には給食費、バス代、行事費等は含まれません。

無償化の対象施設と給付（上限）額

| 施設類型                                      | 対象者                | 保育の必要性 | 利用料の無償化対象（上限）額                     |
|---|--------------------|--------|------------------------------------|
| 認可保育所、認定こども園（保育所部分）<br>地域型保育事業            | 0～2歳児<br>(非課税世帯のみ) | あり     | 全額                                 |
|   | 3～5歳児              |        |                                    |
| 認可外保育施設等                                  | 0～2歳児<br>(非課税世帯のみ) | あり     | 月額 42,000 円まで                      |
|   | 3～5歳児              |        | 月額 37,000 円まで                      |
| 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）<br><br>幼稚園、認定こども園の預かり保育 | 満3歳（※1）～5歳児        | なし     | 月額 25,700 円まで                      |
|   |                    | あり     | 月額 11,300 円又は<br>月額 16,300 円（※2）まで |

※1 満3歳とは、通常の幼児教育と同じ日数・時間数の位に在園している児童のうち「満3歳に到達した日から直後の3月31日までの期間」の児童をいいます。

※2 非課税世帯の満3歳の預かり保育は、上記※1の期間のみ月額16,300円が給付の上限となり、課税世帯は対象外です。



## 4. 保育認定(2号認定・3号認定)

### I 保育認定について

#### 1 保育の必要性について

認可保育所等の利用にあたっては、保育の必要性の認定を受ける必要があります（生後43日から就学前子ども）。保育の必要性の認定を受けるためには、児童の保護者及び同居の親族が次のいずれかの事由に該当する必要があります。この認定については、原則、保育を必要とする期間となりますが、事由や認定区分の変更があった場合は、月単位で変更を行います。

|   | 保育を必要とする事由   | 保育実施期間               | 認定区分            |
|---|--|----------------------|-----------------|
| ① | 月48時間（1日4時間以上、週3日以上）以上120時間未満の就労                     | 小学校就学前までの保育を必要とする期間  | 保育短時間           |
|   | 月48時間（1日4時間以上、週3日以上）以上120時間以上の就労                     |                      | 保育標準時間          |
| ② | 妊娠・出産  | 出産予定日の前後各2か月程度       | 保育標準時間（保育短時間も可） |
| ③ | 保護者の疾病・障がい等  | 小学校就学前までの保育を必要とする期間  | 保育標準時間          |
| ④ | 同居又は長期間入院等している親族の介護・看護                               | 小学校就学前までの保育を必要とする期間  | 保育標準時間又は保育短時間   |
| ⑤ | 火災、風水害、地震その他の災害の復旧                                   | 災害の復旧が完了すると見込まれる期間   | 保育標準時間          |
| ⑥ | 求職活動（起業の準備含む）  | 90日以内                | 保育標準時間（保育短時間も可） |
| ⑦ | 就学（就労を前提とした職業訓練校や各種学校への通学）                           | 職業訓練校や各種学校へ通学する期間    | 保育標準時間又は保育短時間   |
| ⑧ | 児童虐待やDVの恐れがある場合                                      | 小学校就学前までの保育を必要とする期間  | 保育標準時間          |
| ⑨ | 育児休業を取得していて、すでに保育を利用している上の子どもが、引き続き利用することが必要と認められる場合 | 小学校就学前までの保育を必要とする期間  | 保育短時間           |
| ⑩ | その他町長が必要と認める状態にある場合                                  | 小学校就学前までの保育を必要と認める期間 | 保育標準時間又は保育短時間   |

#### 2 保育の必要量について

2号認定又は3号認定を受ける方は、さらに、保育の必要量によって、「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの認定区分に分けられ、利用可能時間が異なります。

(1)「保育標準時間」利用・・・利用可能時間は最長11時間となります。

(2)「保育短時間」利用・・・利用可能時間は最長8時間となります。

なお、保育標準時間の目安は、月120時間以上の就労などをしている、もしくは日々8時間を超える（休憩時間や通勤時間も含みます。）保育を必要とする場合です。

## 5. 教育標準時間認定(1号認定)

### 1 認定こども園（幼稚園部分）

さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の教育の基盤を培うことのできる学校教育施設です。利用にあたっては教育・保育給付認定（1号認定）を受ける必要があります。

申請書の提出については、ご希望の施設へ直接提出してください。

|       |  |
|-------|--|
| 受入年齢  | 3歳児～5歳児  |
| 開園日   | 月曜日～金曜日<br>夏休みや冬休みなどの長期休業期間があります。  |
| 教育時間  | 1日4時間を標準とします。  |
| 預かり保育 | 教育時間の前後、長期休業日等に、預かり保育を実施しています。   |
| 保育料   | 世帯の市町村民税所得割額の合計額等に関わらず、南幌町が決定する利用者負担額を0円とします。<br>その他の諸費用（バス代、給食費等）がかかる場合がありますので、認定こども園南幌みどり幼稚園に確認してください。 |

### 2 副食費の免除について

下記に該当する方は、給食費のうち、副食費（ex.おかず、おやつなど）が免除されます。

※上限額 4,500 円/月

◇令和2年度の市町村民税の所得割額が世帯合計で基準額以下（概ね年収 360万円未満）

◇第3子以降の子ども

＜児童の数え方＞

- 1) 園児に小学校1～3年生の兄・姉がいない場合  
世帯の就園児のうち最年長者・・・第1子  
次年長者・・・第2子  
上記以外の者・・・第3子
- 2) 園児に小学校1～3年生の兄・姉が1人いる場合  
世帯の就園児のうち最年長者・・・第2子  
上記以外の者・・・第3子
- 3) 園児に小学校1～3年生の兄・姉が2人以上いる場合・・・第3子

※「就園児」は、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用している未就学児を指します。

| 区分 | 課税区分（利用者負担額上の階層）                    | 右以外の世帯 |     |       | ひとり親世帯 |     |       |
|----|-------------------------------------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|
|    |                                     | 第1子    | 第2子 | 第3子以降 | 第1子    | 第2子 | 第3子以降 |
| ①  | 生活保護世帯（1）                           |        |     |       |        |     |       |
| ②  | 市町村民税非課税世帯（2）                       |        |     |       | 免除     |     | 免除    |
| ③  | 市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯（3）           |        |     |       |        |     |       |
| ④  | 市町村民税所得割額が77,101円以上211,200円以下の世帯（4） | 対象外    | 対象外 |       | 対象外    | 対象外 |       |
| ⑤  | 市町村民税所得割額が211,201円以上の世帯（5）          | 対象外    | 対象外 |       | 対象外    | 対象外 |       |

### 3 預かり保育について

保育の必要性の認定を受けた方（共働き世帯、保育所の2号認定と同等）が対象となります。

施設に支払った預かり保育料に応じて、1日あたり450円、月額11,300円までの範囲で無償化（詳しくは2、4ページ参照）。

※満3歳児については、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の園児を対象として、利用実態に応じて、1日あたり450円、月額16,300円までの範囲で無償化

該当する方は「施設等利用給付認定申請」を行ってください。

（詳細は南幌町保健福祉課健康子育てグループへお問い合わせください）

# 《入園手続き》

## 1. 2号認定・3号認定申込申請手続きについて

### (1) 令和3年4月1日入所申請

南幌町保健福祉課健康子育てグループ（あいくる）へ申請してください（郵送不可）。窓口受付時間は平日の8:30～17:00です。

なお、書類のご用意や記載方法の確認等は早めに行っていただき手続きをお願いします。

| 申請受付期間                     | 通知書発送予定日     |
|----------------------------|--------------|
| 令和2年11月2日（月）～令和2年11月16日（月） | 令和3年1月22日（金） |

※令和2年度に入所保留となった方については、改めて申請が必要となります。

※令和2年12月1日～令和3年3月31日入所も併せて希望される方については、申請書類は同時に提出してください。

### (2) 令和3年5月1日以降の入所申請

| 利用希望月    | 申請受付期間                  | 通知書発送予定日     |
|----------|-------------------------|--------------|
| 令和3年 5月  | 令和3年 3月15日（月）～ 4月14日（水） | 令和3年 4月中旬以降  |
| 令和3年 6月  | 令和3年 4月15日（木）～ 5月14日（金） | 令和3年 5月中旬以降  |
| 令和3年 7月  | 令和3年 5月17日（月）～ 6月14日（月） | 令和3年 6月中旬以降  |
| 令和3年 8月  | 令和3年 6月15日（火）～ 7月14日（水） | 令和3年 7月中旬以降  |
| 令和3年 9月  | 令和3年 7月15日（木）～ 8月13日（金） | 令和3年 8月中旬以降  |
| 令和3年 10月 | 令和3年 8月16日（月）～ 9月14日（火） | 令和3年 9月中旬以降  |
| 令和3年 11月 | 令和3年 9月15日（火）～10月14日（木） | 令和3年 10月中旬以降 |
| 令和3年 12月 | 令和3年10月15日（金）～11月12日（金） | 令和3年11月中旬以降  |
| 令和4年 1月  | 令和3年11月15日（月）～12月14日（火） | 令和3年12月中旬以降  |
| 令和4年 2月  | 令和3年12月15日（水）～ 1月14日（金） | 令和4年 1月中旬以降  |
| 令和4年 3月  | 令和4年 1月17日（月）～ 2月14日（月） | 令和4年 2月中旬以降  |

※申込（申請）受付は、利用希望月の概ね2か月前からとなります。

### (3) 申請に必要な書類

保育所等の申請には次の書類が必要となります。申請書はあいくるで配布しています。南幌町のホームページからもダウンロードできます。

#### ア 全ての方が必要な書類

| 必要書類（お子さんごとに必要）                          | 説明  |
|--|---|
| 施設型給付費・地域型保育給付費等<br>教育・保育給付認定申請書兼施設利用申請書 | ●「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、保育料の算定にあたり、保育所担当職員が入所世帯員の町民税額等を確認するために必要となりますので、必ず署名、捺印して下さい。  |
| 同意書                                      | ●施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定及び施設・事業の利用にあたり、同意事項及び誓約事項を遵守する同意書です。   |
| 保育状況調査票                                  | ●お子さんの状況・祖父母の状況等についての調書です。  |
| 保育を必要とすることを証明する書類（★）                     | ●保護者の状況により必要な書類が異なりますので、次の表をご確認ください。<br>●きょうだい同時申請の場合は、原本とコピーでも可。<br>●令和3年4月1日入所申請と令和2年12月1日～令和3年3月1日の入所申請を同時に行う場合、原本とコピーでも可。 |

## ★ 保育を必要とすることを証明する書類

保護者の状況により、必要となる書類が異なりますので、事前にご確認ください。

| 提出書類（保護者ごとに必要）   | 説明  |
|------------------|---|
| 就労証明書            | ●父、母に対する事業主等からの証明書  |
| 就労状況申告書（自営業・事業主） | ●自営業等の方は開業届や営業許可書等（写し）を提出してください。  |
| 母子手帳（写し）         | ●出産を理由に入所する場合<br>・表紙（氏名）と出産予定日が記載されているページの写しを提出してください。<br>・期間終了後は退所していただきますが、特別な事由がある場合はご相談下さい。 |
| 診断書<br>身体障害者手帳等  | ●傷病名、治療見込み期間等が記載されたもの<br>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳をお持ちの方は等級が確認できるページ（写し）を提出してください。               |
| 介護保険被保険者証        | ●介護保険被保険者証（要介護認定済みのもの）（写し）又は診断書   |
| り災証明書            | ●災害復旧を行っている場合はり災証明書（写し）を提出してください。   |
| 求職状況申立書          | ●求職活動中又は求職活動を行う方は、求職状況申立書を提出してください。   |
| 在学証明書            | ●職業訓練校や各種学校などへの通学による場合  |
| 時間割又はスケジュール表     | ・入学予定であれば、在学証明書の代わりに「合格通知書」（写し）と「パンフレット」を提出してください。  |

※保育を必要とする理由が複数ある場合には、それについて保育を必要とすることを証明する書類を提出してください。

## イ 世帯状況に応じて必要な書類

| 提出書類  | 世帯状況   |
|---|--|
| 対象年度の所得証明書等<br>(いずれか1点)<br>(住民税課税（非課税）証明書、給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書、市町村民税の税額決定・納税通知書) | ●4月～8月入園でR 2.1.1 現在南幌町に住所がない方→令和2年度分<br>●9月～3月入園でR 3.1.1 現在南幌町に住所がない方→令和3年度分 |
| 育児休業取得証明書   | ●保護者が育児休業を取得する際、入所児童について保育の実施の継続が必要と認められる場合に提出してください。                        |
| 転入誓約書<br>(住宅等の売買契約書または賃貸契約書の写し（住所・契約者・引渡しがわかる部分）)                               | ●現在、南幌町民ではないが、令和3年4月1日までに南幌町民になる場合（4月入所申請時のみ）                                |

※きょうだい同時申請の場合は申請児童数分を提出してください。原本とコピーでも可。

## 2. 入所にあたって

教育・保育給付認定申請書兼施設利用申請書提出後、保育所・認定こども園での面接があります。

面接では、入所前に用意する持ち物や、保育の内容等の説明があります。

保育所では、児童が保育所に慣れるまでの間「慣らし保育」を実施します。慣らし保育の日数や時間等は面接時にご確認下さい。

## 3. 教育・保育給付認定及び入所の決定

教育・保育給付認定申請書兼施設利用申請書提出後、入所基準等を審査し、教育・保育給付認定証の交付及び入所の可否を決定します。

定員を超えて入所の希望があった場合は、選考基準に基づき優先度の高い方からの入所となり、待機をお願いする場合があります。

## 4. 保育所等における保育料について

### 1 保育所・認定こども園における幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化により、保育所等の入所者の保育料は令和元年10月以降、次のとおりとなります。

また、10月以降、これまで3歳～5歳児の保育料に含まれていた副食費は主食費に加え、各施設で実費徴収します。副食費の金額（月額）は、国から示されている4,500円を標準的な金額として定めています。

なお、延長保育料や主食代等の各施設が実費徴収する諸費用については無償化の対象となりません。

| 年齢区分    | 保育料               |
|---------|-------------------|
| 0歳児～2歳児 | 世帯の市町村民税に応じて算定（※） |
| 3歳児～5歳児 | 無料                |

### 2 副食費の免除について

下記に該当する2号認定子どもの方は、給食費のうち、副食費（ex.おかず、おやつなど）が免除されます。

※上限額 4,500円/月

3号認定子どもの方は、従来どおり主食費・副食費は保育料に含まれています。

◇令和2年度の市町村民税の所得割額が世帯合計で基準額以下（概ね年収360万円未満）

◇第3子以降の子ども

＜児童の考え方＞

世帯の就園児のうち最年長者・・・・・第1子

次年長者・・・・・第2子

上記以外の者・・・第3子

※「就園児」は、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用している未就学児を指します。

| 区分 | 課税区分（利用者負担額上の階層）                           | 右以外の世帯 |     |       | ひとり親世帯 |     |       |
|----|--|--------|-----|-------|--------|-----|-------|
|    |  | 第1子    | 第2子 | 第3子以降 | 第1子    | 第2子 | 第3子以降 |
| ①  | 生活保護世帯（A）                                  |        |     |       |        |     |       |
| ②  | 市町村民税非課税世帯（B）                              |        |     |       |        |     |       |
| ③  | 市町村民税所得割額が0円の世帯（C）                         |        |     |       |        |     |       |
| ④  | 市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯（D1～D3）              |        |     |       | 免除     | 免除  |       |
| ④  | 市町村民税所得割額が57,700円以上77,100円未満の世帯（D4～D5）     | 対象外    | 対象外 |       |        |     |       |
|    | 市町村民税所得割額が77,100円以上97,000円未満の世帯（D5～D6）     | 対象外    | 対象外 |       | 対象外    | 対象外 |       |
| ⑤  | 市町村民税所得割額が97,000円以上169,000円未満の世帯（D7～D10）   | 対象外    | 対象外 |       | 対象外    | 対象外 |       |
| ⑥  | 市町村民税所得割額が169,000円以上301,000円未満の世帯（D11～D14） | 対象外    | 対象外 |       | 対象外    | 対象外 |       |
| ⑦  | 市町村民税所得割額が301,000円以上397,000円未満の世帯（D15～D17） | 対象外    | 対象外 |       | 対象外    | 対象外 |       |
| ⑧  | 市町村民税所得割額が397,000円以上の世帯（D18）               | 対象外    | 対象外 |       | 対象外    | 対象外 |       |

### 3 保育料の算定方法について

0～2歳児の保育料は世帯の状況や市町村民税所得割の合計額に応じて決定される保育料階層に基づき算定されます。

なお、保険料階層の決定時期については、毎年9月となります。令和3年度の算定根拠となる市町村民税の対象年度については、下記の表をご覧ください。

| 4月～8月   | 9月～翌3月                                       |
|---|--|
| 令和2年度の市町村民税所得割相当額の合計額<br>(平成31年1月～令和元年12月の所得) | 令和3年度の市町村民税所得割相当額の合計額<br>(令和2年1月～令和2年12月の所得) |

※市町村民税所得割相当額については、10ページをご参照ください。

#### ＜保育料の多子軽減について＞

同一世帯において、小学校就学前児童が保育所等の給付対象施設等を同時に利用する際の、世帯の保育料負担を考慮して、保育料の多子減免制度があります。利用児童のうち、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料としています（幼児教育・保育の無償化により、保育料が無料となっている児童についても、人数の計算には含めます）。

なお、北海道では、別途独自の多子軽減制度を設けています。

- ★ 保育料の算定年齢は、年の途中入所の場合でも4月1日現在の満年齢により算定し当該年度中は変わりません。
- ★ 母子・父子世帯、在宅障がい者(児)のいる世帯については、条件により一部減額措置があります。
- ★ 在所期間中は登所の有無に関わらず保育料を納入していただきます。
- ★ 月途中に入所又は退所する児童に係る保育料については、日割り計算されます。その際の開所日数は、月の実開所日数にかかわらず25日とします。

### 4 保育料の納入方法について

保育料は特別の事情がない限り、口座振替により納入していただきます。入所決定後、速やかに「預金口座振替依頼書」を金融機関に提出して下さい。

いずれの金融機関にも預金口座がない場合は、口座を開設し依頼書を提出して下さい。

保育料の納期限（口座振替日）は翌月25日です。（振替日が土・日・祝祭日の場合は翌営業日）

#### 口座振替ができる金融機関

南幌町農業協同組合・空知信用金庫 本支店・北洋銀行 本支店・北海道銀行 本支店・郵便局

## 5. 変更届

下記の内容等が変更になった場合は、申請が必要ですのであいくるに申し出てください。（①・③・④の変更については証明のできる書類を添付。）

- ① 保護者の勤務先
- ② 児童・保護者の住所・氏名
- ③ 児童の家族構成・世帯形態（生活保護開始(廃止)・母子(父子)家庭・障がい認定等）
- ④ その他、入所時に提出した書類の記載内容（税額変更等）

## 6. 退所届

保育所を退所する場合は、「保育所退所届」を提出して下さい。退所を希望する場合でも、退所届の提出がない限り保育料はかかります。町外転出による退所については、必ず住民票を異動する前（転出届手続前）に届出をして下さい。

また、正当な理由がなく1ヶ月以上欠席したときは、届出がなくても退所となります。

## 7. 南幌町保育料金額表（月額）

| 各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分 |   | 利用者負担額（月額）                 |                  |
|---------------------------|---|----------------------------|------------------|
| 階層区分                      | 定義  | 保育標準時間<br>(満3歳未満)          | 保育短時間<br>(満3歳未満) |
| A                         | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯 | 円<br>○                     | 円<br>○           |
| B                         | A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯   | 市町村民税非課税世帯<br>○            | ○                |
| C                         |   | 市町村民税課税世帯<br>(均等割のみ課税)     | 10,800<br>10,600 |
| D1                        | A階層を除き、市町村民税の所得割額がいすれかの区分に該当する世帯  | 24,300 円未満                 | 12,200<br>11,900 |
| D2                        |   | 24,300 円以上<br>48,600 円未満   | 13,600<br>13,300 |
| D3                        |   | 48,600 円以上<br>57,700 円未満   | 15,300<br>15,000 |
| D4                        |   | 57,700 円以上<br>67,000 円未満   | 17,000<br>16,700 |
| D5                        |   | 67,000 円以上<br>82,000 円未満   | 18,900<br>18,500 |
| D6                        |   | 82,000 円以上<br>97,000 円未満   | 21,000<br>20,600 |
| D7                        |   | 97,000 円以上<br>118,500 円未満  | 22,500<br>22,100 |
| D8                        |   | 118,500 円以上<br>140,000 円未満 | 25,100<br>24,600 |
| D9                        |   | 140,000 円以上<br>154,500 円未満 | 27,900<br>27,400 |
| D10                       |   | 154,500 円以上<br>169,000 円未満 | 31,100<br>30,500 |
| D11                       |   | 169,000 円以上<br>202,000 円未満 | 32,700<br>32,100 |
| D12                       |   | 202,000 円以上<br>235,000 円未満 | 34,500<br>33,900 |
| D13                       |   | 235,000 円以上<br>268,000 円未満 | 38,400<br>37,700 |
| D14                       |   | 268,000 円以上<br>301,000 円未満 | 42,700<br>41,900 |
| D15                       |   | 301,000 円以上<br>333,000 円未満 | 45,300<br>44,500 |
| D16                       |   | 333,000 円以上<br>365,000 円未満 | 50,400<br>49,500 |
| D17                       |   | 365,000 円以上<br>397,000 円未満 | 56,000<br>55,000 |
| D18                       |   | 397,000 円以上                | 72,800<br>71,500 |

注1 3歳以上の保育料は無料です。

注2 この表の市町村民税の額は、令和3年4月～8月分保育料については、世帯の令和2年度市町村民税額の年額、令和3年9月～令和4年8月分保育料については、世帯の令和3年度の市町村民税税額の年額となります。

注3 児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、年度中は満3歳未満の額を適用します。

【A～D10階層の児童の数え方】

子どもの年齢制限なく、世帯の最年長子どもから第1子、第2子、第3子と数えます。

【D11～D18階層の児童の数え方】

世帯の就園児のうち、最年長子どもから第1子、第2子、第3子と数えます。

※「就園児」は、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用している未就学児を指します。

## 《ひとり親世帯等》

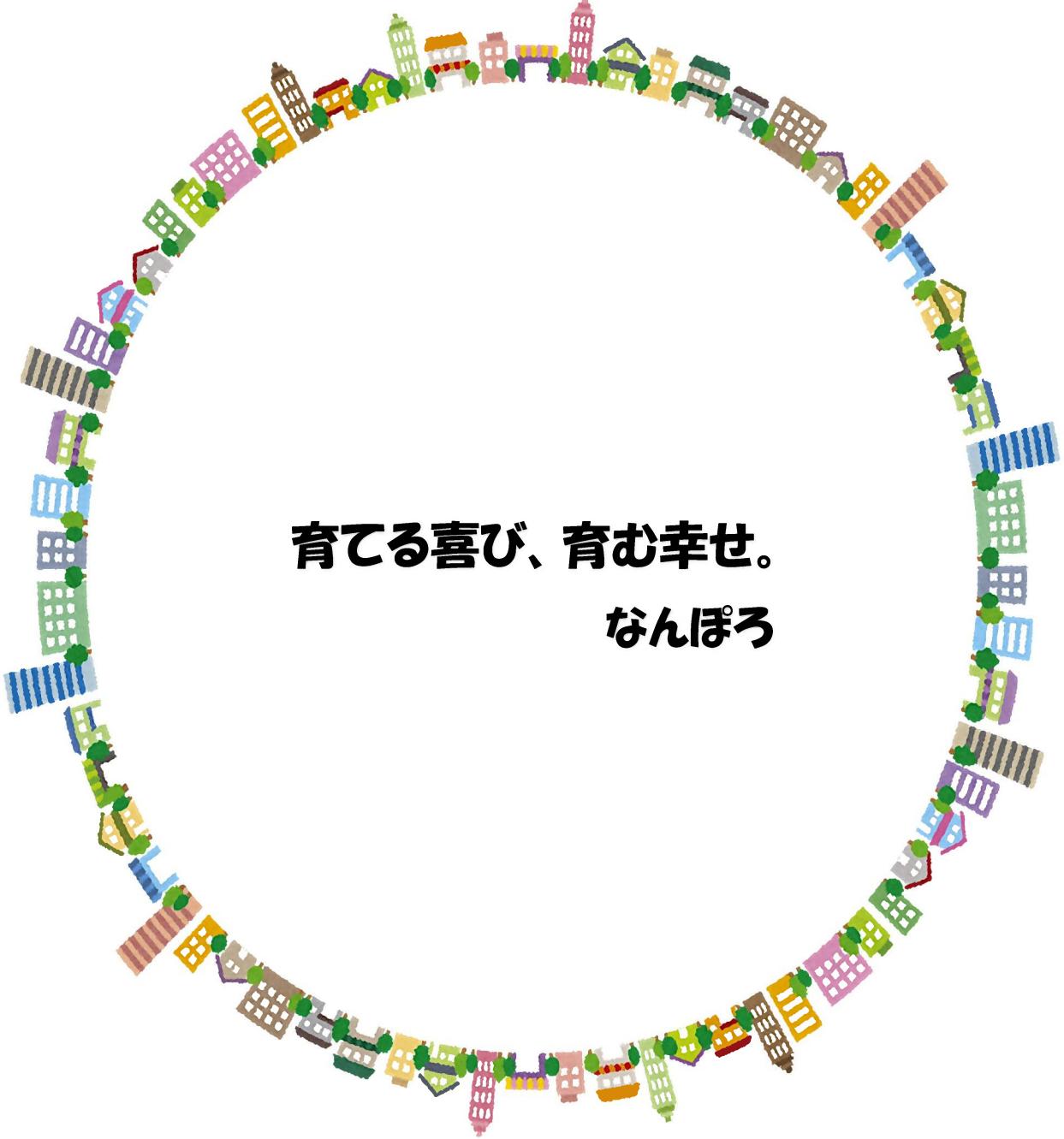
| 各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分 |                                       |  | 利用者負担額（月額）               |                  |
|---------------------------|---------------------------------------|--|--------------------------|------------------|
| 階層区分                      | 定義                                    |  | 保育標準時間<br>(満3歳未満)        | 保育短時間<br>(満3歳未満) |
| B                         | A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯 |  | 円<br>0                   |                  |
| C                         |                                       |  | 市町村民税課税世帯<br>(均等割のみ課税)   |                  |
| D1                        | A階層を除き、市町村民税の所得割額がいすれかの区分に該当する世帯      |  | 24,300 円未満               | 4,000            |
| D2                        |                                       |  | 24,300 円以上<br>48,600 円未満 | 5,000            |
| D3                        |                                       |  | 48,600 円以上<br>57,700 円未満 | 6,000            |
| D4                        |                                       |  | 57,700 円以上<br>67,000 円未満 | 7,000            |
| D5の一部                     |                                       |  | 67,000 円以上<br>77,101 円未満 |                  |

## 8. 広域利用を希望する場合

児童福祉法の規定により、保護者の勤務等特段の事情がある場合、居住地以外の保育所に入所することが可能です。実施にあたっては、該当する市町村と協定を締結しなければならぬため事前にご相談下さい。

なお、保育所により受入に関し要件等があるときは、入所できない場合があります。





**育てる喜び、育む幸せ。**  
**なんぽう**

＜申込み・お問い合わせ＞

〒069-0235

空知郡南幌町中央3丁目4番26号

南幌町 保健福祉課 健康子育てグループ

南幌町保健福祉総合センター あいくる

電話 378-5888・FAX 378-5255